

# 罹災証明書発行業務 振り返り

八丈町 税務課課税係 吉成

# 前提：証明書の種類と発行方法

## 証明書の種類

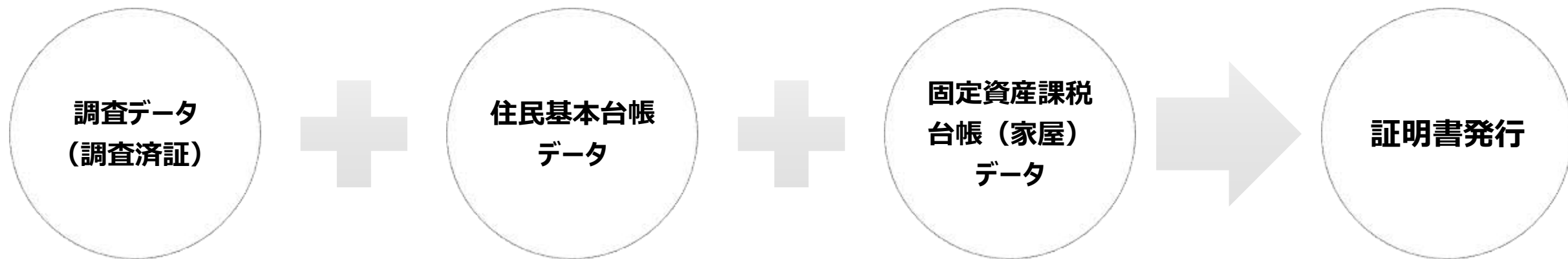
### 罹災証明書

住家に居住している人に発行  
原則：住民票住所で判断

### 被災証明書

建物の所有者に発行  
原則：課税台帳上の所有者で判断

## 発行方法



# 課題①：住民票住所と被害住所が一致しないケース

---

## 発生した課題

住民票上の住所と、実際に被害を受けた住家が異なるケースが複数発生。  
発災時点で本当に居住していたかの判断に苦慮した。

## 今回の対応

公共料金の領収書などを提出してもらい、発災時点の居住実態を確認したうえで、発行可否を判断。

## 今後の改善点

発災直後から、住民票住所と居住実態が異なる場合は証明書類による確認が必要となることを周知しておく。  
→ 受付時の説明・書類案内がより円滑になる。

## 課題②：課税されていない建物の所有者確認

---

### 発生した課題

倉庫など固定資産税が課税されていない建物については、課税台帳との紐付けができず所有者の確認方法に苦慮した。

### 今回の対応

建物が所在する土地の所有者を建物所有者として取り扱い、証明書を発行。

### 今後の改善点

非課税家屋の所有者確認方法や運用ルールを事前に整理しておくことで、判断を統一しよりスムーズな対応が可能になると考えられる。

## 課題③：調査結果に不服がある住民への説明

---

### 発生した課題

調査業務に直接携わっていない職員が窓口対応を行う場合、被害認定基準や調査内容について十分な説明を行うことが難しく、住民の理解を得るまでに時間を要する場面があった。

### 今後の改善点

被害認定調査の流れや判定基準をまとめた資料を事前に作成するとともに、窓口対応職員向けの勉強会や情報共有を実施しておくことでより円滑な説明ができると考えられる。

# 会場用に作成した説明用資料

内閣府が定める判定基準



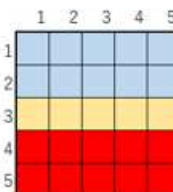
＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比＞

| 部 位 名 称    | 構 成 比 |
|------------|-------|
| 屋根         | 15 %  |
| 柱 (又は耐力壁)  | 15 %  |
| 床 (階段を含む。) | 10 %  |
| 外壁         | 10 %  |
| 内壁         | 10 %  |
| 天井         | 5 %   |
| 建具         | 15 %  |
| 基礎         | 10 %  |
| 設備         | 10 %  |

＜表 屋根(構成比15%)＞

| 程度  | 損 傷 の 例 示                                                                                                                                                                                                    | 損傷程度  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| I   | ・棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている(棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)                                                                                                                                              | 10 %  |
| II  | ・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。<br>・一部のスレート(金属製を除く。)にひび割れが生じている。<br>・浸水により屋根葺材等に見られる。<br>・屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。                                                                                             | 25 %  |
| III | ・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。<br>・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。<br>・浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。<br>・浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。<br>・浸水により下地材の損傷が見られる。<br>・金属板葺材の半分程度がはがれている。<br>・屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。                       | 50 %  |
| IV  | ・屋根に若干の不陸が見られる。<br>・小屋組の一部に破損が見られる。<br>・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。<br>・スレート(金属製を除く。)のひび割れ、ずれが著しい。<br>・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。<br>・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。<br>・屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。<br>・野地板の一部がはがれている。 | 75 %  |
| V   | ・屋根に著しい不陸が見られる。<br>・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。<br>・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。<br>・屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。<br>・野地板の損傷が著しい                                                                    | 100 % |

屋根(非木造)の被害(例)



|     |      |
|-----|------|
| 無被害 | 0%   |
| 程度Ⅲ | 50%  |
| 程度Ⅴ | 100% |

- ① 無被害→10/25 (40%) 0% × 40% = 0%
- ② 程度Ⅲ→5/25 (20%) 50% × 20% = 10%
- ③ 程度Ⅴ→10/25 (40%) 100% × 40% = 40%
- 計 50%

木造の場合屋根の構成比が15%なので…

15% × 50% = 7.5%を全体の被害割合に加算

→各部位ごとに同じ作業を繰り返し合計の被害割合を算出

＜表 非木造住家の部位別構成比＞

| 部 位 名 称       | 構 成 比      |
|---------------|------------|
| 柱 (又は耐力壁)     | 50 %       |
| 床・梁           | 10 %       |
| 外部仕上・雑壁・屋根    | 10 %       |
| 内部仕上・天井       | 10 %       |
| 建具            | 5 %        |
| 設備等(外部階段を含む。) | 【住家外】 5 %  |
|               | 【住家内】 10 % |

# 良かった点：応援体制と人員配置

## 良かった点①

### 東京都応援職員同士の引継ぎ

応援班同士の引継ぎが丁寧に行われていた。来島して間もない応援職員も業務内容を把握し、臨機応変に証明書発行業務へ対応できていた。

## 良かった点②

### 課税担当職員の配置

建物所有者の確認や課税台帳を用いた照会が円滑に行えた。  
イレギュラーな事例についても、その場で判断・対応しやすい体制だった。

# まとめ：今後の対応に向けた整理事項

---

## 1. 居住実態確認の周知

住民票住所と居住実態が異なる場合に必要な確認書類を早期に案内

## 2. 非課税家屋の所有者確認ルール

課税台帳に載らない建物の確認方法・判断基準を事前に統一

## 3. 被害認定調査の説明資料

調査担当以外でも説明できる資料・勉強会・共有体制を整備

## 4. 応援職員への引継ぎ様式

応援班が短期間で業務理解できるよう、引継ぎ事項を定型化

## 5. 課税担当との連携体制

所有者確認・台帳照会・例外判断を迅速に行える配置を維持

今後の災害対応では「窓口で迷わない準備」を進めることが重要